

住民投票制度の意義

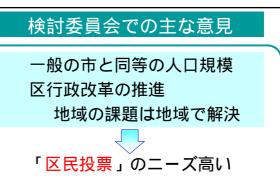
住民の意思を市政に示すこと が可能

議会・市長が政策決定する際に、住民の意思確認が可能

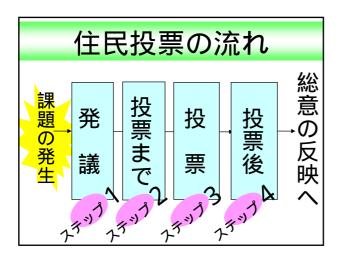
間接民主制を補完、活性化

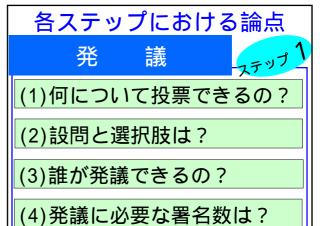


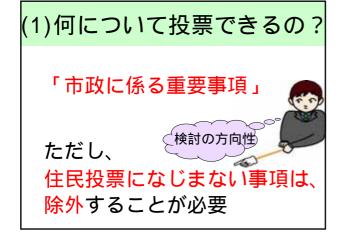




区行政改革の進捗状況を踏まえながら <u>将来的な課題</u>として捉えることが必要







検討委員会での主な意見

具体的な対象事項を列挙する ことは困難

対象事項から除外することが 必要とされる事項

法令で住民投票が規定されている事項

少数の権利に関する事項

直接請求の対象外となっている事項

その他住民投票が適当でないと認められる事項

法令で住民投票が規定されて いる事項

= 議会の解散請求や市長の解職請求など

他にしくみが用意されている

少数の権利に関する事項

= 個人や団体、特定地域の住民など 少数者の権利に関すること

少数を多数で封じ込めることは 望ましくない!

直接請求の対象外となっている事項

= 市税や使用料、手数料などに関すること

大局的な見地から判断されるべき

重要な政策判断を伴うものもあり、 一律に除外すべきではないとの意見も

その他住民投票が適当でない と認められる事項

対象事項から除外することが 望ましい事項を すべて列挙することは 難しい

(2)設問と選択肢は?

基本的に発議者が「設問」

を設定



選択肢は二者択一で賛否を問う形式

<u>内容を容易に理解できる設問</u> であるべき

発議者の意思を損なわないという観点から、発議者が設定した設問を基本とすべき



恣意的な選択肢設定を 避けることが可能

投票結果の解釈に対する 混乱を避けることが可能

(3)誰が発議できるの?

「住民」「議会」「市長」 が発議できる



住民発議

署名を集めて発議

議会発議

議決に基づき発議

市長発議

単独で発議可能

議会への報告等を 必要とするか?

発議できる人(投票できる人)

満18歳以上で、3か月以上市内に在住している住民



外国人市民については、



さらに、一定期間引き続き国内 に在留とすることを要件とする ことが必要



若い時期に住民投票に参加することで、<u>市政への関心を高</u>める効果を期待

住民投票が各方面へ与える影響を考慮する必要

検討委員会での主な意見

投票運動が及ぼす影響等も 踏まえ

> 「18歳以上」 とするべき



検討委員会での主な意見

他の自治体の常設型条例では 「永住資格者」等に限定 している事例が多い



永住資格の有無で外国人市民を区別することは、望ましくない

検討委員会での主な意見

外国人の

定住意思の確認方法

必要とされる在留期間

について、一定の整理を行う 必要あり

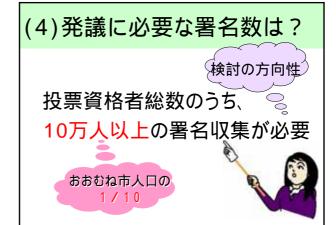
外国人市民代表者会議 の提言

投票資格者

Ш

1年以上市内に外国人登録し ている外国人市民

この考えを尊重する必要あり



検討委員会での主な意見

署名数

- 実際に収集可能であること
- ・濫用を防止できる数値であること
- ・同じ政令市の広島市を参考に

1/10程度 が望ましい

署名簿

一定期間の縦覧が必要

各ステップにおける論点

投票まで

ステップ

- (1)提供される情報は?
- (2)住民はどんな

運動ができるの?

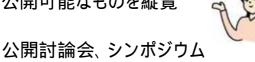
(3)誰が投票できるの?

(1)提供される情報は?

(検討の方向性

対象事案に関する資料で 公開可能なものを縦覧

等を開催することが可能



検討委員会での主な意見

情報提供

投票を行うためには十分な情報 が不可欠

市長には、公平性、中立性に十 分留意して、積極的に情報を公 開する責務あり

討論の場の提供

市民討論会等における 様々な主張・活発な議論 対象事案に対する 理解の深まり期待

2)住民はどんな運動ができるの?

買収·脅迫 など (検討の方向性)

自由な意思が拘束 又は、不当に干渉 « これらの行為は禁止



検討委員会での主な意見

《戸別訪問について》

住民間の活発な投票運動が 期待できる有効な手段と考 えるべき

検討委員会での主な意見

罰則は必要か?

罰則を設けると、活発な投票運動 の妨げになるおそれ

<u>罰則は設けず、住民の節度あ</u>る行動にゆだねることも必要

検討委員会での主な意見

選挙との同日実施の場合 どのような投票運動が 可能か整理することが必要

(3)誰が投票できるの?

発議資格者

投票資格者名簿は、

と同じ

選挙管理委員会が作成



投票資格者は、 自分の登録内容を 確認することが可能

《外国人市民の名簿登録について》

事前登録制

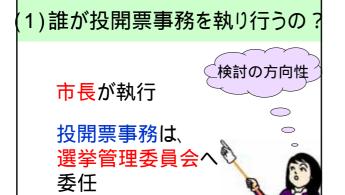
···登録の機会を逃がしてしま うおそれ

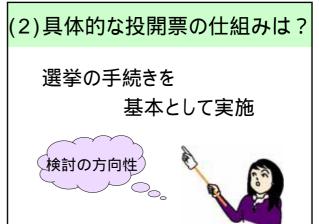
投票資格者名簿に<u>自動的に登録</u> される仕組みが望ましい

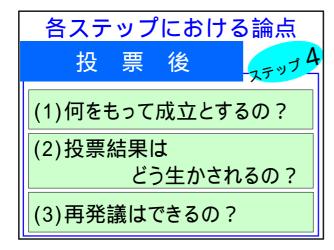
各ステップにおける論点

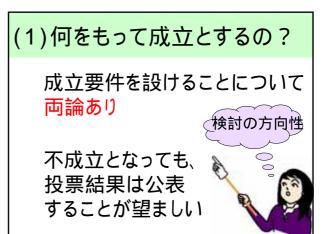
投票

- (1)誰が投開票事務を 執り行うの?
- (2)具体的な投開票の 仕組みは?









成立要件が必要と考える理由

尊重義務が生じることを考慮すれば、一定の要件が必要

あまりに低い投票率で得られた 結果を住民の総意とすることへ の懸念

検討委員会での主な意見

成立要件が不要と考える理由

<mark>諮問型</mark>であり、拘束力がないことを考慮すれば、必要性が低い

成立要件を設けることにより、ボイコット運動を誘発するおそれ

検討委員会での主な意見

不成立となった場合 投票結果は公表すべきか?

住民の「知る権利」を保障

期待感の喪失を避ける必要

<u>結果の位置付けを明確にして公表</u>

(2) 投票結果はどう生かされるの?

議会及び市長は、 住民投票の結果を 尊重





尊重義務 とは…

投票結果を慎重に検討し、 これに十分な考慮を払いながら、 議会や市長は意思決定を行う。

(3)再発議はできるの?



再発議の制限期間を設けることについては、

両論あり

制限期間が必要と考える理由

住民投票後、直ちに同一事案 の住民投票が行われたのでは、 混乱を生じる

住民投票の結果は、単なる多数意見ではなく、住民の総意

検討委員会での主な意見

制限期間が不要と考える理由

同一事案であることを判断で きるか疑問

議会と市長は、状況等の変化が生じた場合、自らの判断で変更することが可能であるため

詳しくは・・・

『住民投票制度の 論点と考え方』 <u>をご覧</u>ください。

~ 川崎市住民投票制度検討委員会~